

2025（令和 7）年度
事業計画書

社会福祉法人しらとり会

2025（令和7）年度 社会福祉法人しらとり会 事業計画（案）

I．法人としての取り組み

- 1．職員としての資質の向上、利用者の権利擁護 . . . 2
- 2．事業運営の透明性の確保、地域への周知・協力等 . . . 3
- 3．防災・安全 . . . 4

II．地域生活支援センターまほろば

- 1．事業内容 . . . 6
- 2．事業内容の詳細
 - （1）相談支援事業 . . . 6
 - （2）地域活動支援センター（I型）事業 . . . 9
 - （3）住宅入居等支援事業 . . . 13

III．ワークセンターなかよし

- 1．事業内容 . . . 14
- 2．事業内容の詳細
 - （1）就労継続支援B型事業 . . . 14
 - （2）自立訓練（生活訓練）事業 . . . 18

IV．令和7年度東広島市ひきこもり者等への伴走支援事業 . . . 19

V．令和7年度広島県入院者訪問支援事業(モデル事業) . . . 20

I. 法人としての取り組み

- ・「地域共生社会」の実現にむけて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は欠かせないものであり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することが必要である、と言われていきます。
- ・その構築に際しては、精神障害者のみならず、精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた方々等への支援も必要であると言われていきます。また、改正精神保健福祉法においても、2024（令和6）年度より市町村における相談支援の対象として、「精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象」として位置づけられました。
- ・当法人としても、社会福祉法人としての責務の一つに位置づけられている地域貢献について積極的に取り組んでいく必要があることから、精神障害者のみならず、精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた方々等への支援をも意識して対応していくことが求められています。
- ・法人運営面では、経年劣化に伴う建物の補修の必要性や、物価高騰等による収入減、さらには「令和6年度障害福祉サービス報酬改定」による影響、職員が働き続けていくための処遇改善・人材育成等、様々な課題が山積しております。
- ・法人として、長期的な展望に立ちながら、今できる最善の方法を模索・検討しつつ、経営基盤の安定化に向けて、取り組んでいく必要性があります。
- ・法人の理念のもと、社会福祉法人としての社会的責務を踏まえながら、「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが安心して暮らすことのできる東広島を目指して、2025（令和7）年度は、以下の内容について取り組んでいきます。

1. 職員としての資質の向上、利用者の権利擁護

- ・「社会福祉法人しらとり会 理念」及び「社会福祉法人しらとり会 職員倫理綱領」に基づき、利用者一人ひとりの人権の尊重を図り、利用者主体の福祉サービスの提供を通して、利用者の自己実現を支援していくために研修等への参加による職員の資質の向上・利用者の権利擁護等の活動に取り組みます。
- ・障害者虐待防止の更なる推進のために、地域生活支援センターまほろば・ワークセンターなかよし両事業所において、担当職員及び責任者を配置するとともに、「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」を活用し研修等を実施することで、虐待の未然防止・虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討、身体拘束等の適正化に係る取り組みを、引き続き行っていく予定です。

【職員の資質向上及び働きやすい環境づくり】

○利用者の人権尊重のために

- ・県や市等が行う虐待防止、差別解消法などの権利擁護の研修への参加のほか、各種団体が行う研修への参加を推進していきます。引き続き、ICTの活用による会議・研修等への参加を進めます。
- ・法人内でも全職員に対し研修を実施していきます。

○利用者主体の福祉サービスの提供のために

- ・行政や各種団体が行う研修への参加、職場内で事例検討やOJTを実施するなど、職員の支援の質の向上を目指します。
- ・今年度も、職員が各自の研修計画を立て積極的に研修等へ参加することで、職員一人ひとりのキャリアアップが図れるよう取り組んでいきます。

○職員が働きやすい環境づくりのために

- ・2024（令和6）年度には給与規程を改正し、職員給与のベースアップを図りましたが、引き続き、2025（令和7）年度も、手当等の見直しを図ることで、処遇の改善を進

めていきます。

・2025（令和7）年度も引き続き、処遇改善に係る加算等の申請を行うだけでなく、社会保険労務士等とも連携し、職員が安心して働きやすい環境づくりを目指します。

【権利擁護】

- 利用者の権利擁護・虐待防止の担当職員及び虐待の防止等のための責任者を置きます。
- 「虐待防止・身体拘束等適正化委員会」での検討結果を職員に対し周知徹底するとともに、法人内でも虐待防止・身体拘束等適正化に係る研修を実施していきます。
- 意見箱の設置や苦情解決体制を整備し、利用者の権利擁護に努めます。
- 会議・研修等を通して、権利擁護等についての職員の意識啓発に努めます。

①権利擁護に関する委員・責任者の選任

・権利擁護・虐待防止担当職員及び責任者を置き、権利擁護・虐待防止に努めます。

事業所名	ワークセンターなかよし	地域生活支援センターまほろば
担当職員	河原 奈津江	原 理恵子
責任者	垣尾 泰弘	金子 百合子

＊担当職員は、東広島市自立支援協議会 障害者支援施設連絡会（東広島SKH）に参加し、東広島市内の事業所間で情報共有・連携を行うことにより、虐待防止・権利擁護の推進に取り組めます。

②意見箱の設置

- ・1階 玄関ホール エレベーター 横
- ・2階 フロア 掃除道具入れ 横

＊意見箱は、毎月1回、しらとり会ミーティング開催時にあわせて、しらとり会ミーティングチームと、まほろば・なかよし管理者2名の立会のもとに開け、しらとり会ミーティングチームの会合で話し合うとともに、職員会議でも報告・検討し、改善に向けて取り組んでいきます。会議等での検討結果は、2階フロア（2か所）に掲示し、周知徹底を図ります。

③苦情解決体制

	ワークセンターなかよし		地域生活支援センターまほろば	
	就労継続支援B型事業	自立訓練（生活訓練）事業	地域活動支援センター（I型）轄	相談支援事業
苦情受付担当者	福居 幸徳	河原 奈津江	原 理恵子	藤井 柔郎
苦情解決責任者	垣尾 泰弘		金子 百合子	

④第三者委員の配置

- ・佐々木 哲二郎 氏（一般社団法人まちづくり四日市役場）
- ・久笠 信雄 氏（久笠法律事務所）

2. 事業運営の透明性の確保、地域への周知・協力・地域貢献等

○ホームページ等の運営・活用

・社会福祉法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保することが求められていることから、法人のホームページ等を活用し、ワークセンターなかよしや地域生活支援センターまほろばの活動の状況等、法人の情報公開に務めます。さらに、ホームページや法人通信を通じて、障害者福祉・精神保健福祉等に関する情報を発信していきます。

○作業等の活動を通じた地域への協力

- ・地域の方々や関係機関等からの依頼に基づく印刷等の作業や、社会福祉協議会・包括支援センター等の関係機関を介した独居高齢者宅への清掃作業（庭等の除草）、農福連携での農作業等、様々な活動を通して、関係機関や地域住民等との交流・連携を積極的に図り、地域に対して貢献していきます。

○AEDの設置・貸出

- ・2階事務所内にAEDを設置し、利用者・職員等の緊急の事態等に備えるほか、東広島市消防局にも登録し、要請に応じて地域へも貸出します。

○東広島市の地域生活支援システムや災害時支援への協力

- ・「障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る」ために整備され実施されている東広島市の地域生活支援システムに、引き続き協力していきます。
- ・災害時の支援についても、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図りながら、協力していきます。

○継続した障害福祉サービスの提供

- ・必要な障害福祉サービスを継続して提供していくために、事業継続計画（BCP）に基づき、新型コロナ等の新興感染症や災害等、不測の事態が発生した場合にも対応していきます。

○社会福祉法人としての地域貢献

- ・社会福祉法人としての地域貢献について、作業等の活動を通じた地域への協力（上記2点目）のほか、東広島市社会福祉施設連絡協議会や東広島市社会福祉協議会等とも連携を図り、市内の圏域等で開催される会議へも積極的に参加していきます。

○東広島市避難行動計要支援者避難支援プラン個別計画作成業務の受託

- ・東広島市より、東広島市避難行動計要支援者避難支援プラン個別計画の作成業務の委託業務に協力していきます。

○福祉避難所についての検討

- ・災害等の発生時に対応する福祉避難所の整備について、検討実施していきます。

3. 防災・安全

- ・利用者の人命と安全及び、万一被災の際に建物の被害を最小限に防止するため、火元責任者等を定めるとともに、防災訓練等を実施することにより、法人の安全管理に努めます。
- ・事業継続計画（BCP）の策定により、感染症や災害等の発生時にあっても、最低限の障害福祉サービスの提供を維持していきます。
- ・感染の状況や他事業所の取り組み等を勘案しながら、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策を継続していきます。

①火災予防のための組織編制図

管理権原者	金子 百合子			
防災管理者	垣尾 泰弘			
火元責任者	階	場 所	正	副
	1 階	女性更衣室	力石 早苗	西原 憲子
		作 業 室	福居 幸徳	村口 敬汰
		ト イ レ	安部 浩介	福居 幸徳
	2 階	フ ロ ア	河原 奈津江	原 理恵子
		相 談 室	藤井 柔郎	金子 百合子
		事 務 室	野原 範子	金子 百合子
		女性トイレ	原 理恵子	河原 奈津江
	3 階	男性更衣室	福居 幸徳	安部 浩介

	3 階	作 業 室	安部 浩介	力石 早苗
		相 談 室	藤井 柔郎	垣尾 泰弘
		事 務 室	垣尾 泰弘	安部 浩介
		男性トイレ	安部 浩介	福居 幸徳
	4 階	食 堂	河原 奈津江	力石 早苗
		静 養 室	河原 奈津江	原 理恵子
		女性トイレ	力石 早苗	西原 憲子
	1 階	倉 庫	福居 幸徳	力石 早苗
	5 階	倉 庫	野原 範子	河原 奈津江

②自衛消防組織編成表

自衛消防隊長 垣尾 泰弘	通報連絡係	野原 範子
	消 火 係	藤井 柔郎
		安部 浩介
	避難誘導係	福居 幸徳
		河原 奈津江
		原 理恵子
		村口 敬汰
		金子 百合子
		西原 憲子
	応急救護係	力石 早苗

③防災訓練等

・避難訓練

2 回（9 月と 3 月に実施予定）

*あわせて、通報訓練・消火訓練等も実施していきます。

・救急訓練

1 回（実施時期は、消防署に相談し調整します）

*豪雨災害・土砂災害等をも意識した防災訓練等を実施するほか、東広島市ハザードマップ等の活用や、防災（避難）台帳や、防災マニュアルを再点検し、法人の防災・利用者の安全確保に努めます。

Ⅱ. 2025（令和7）年度 地域生活支援センターまほろば 事業計画（案）

1. 事業内容

- （1）相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業、及び一部東広島市より委託 ほか）
- （2）地域活動支援センターⅠ型事業（東広島市より補助）
- （3）住宅入居等支援事業（東広島市より委託）

2. 事業内容の詳細

（1）相談支援事業

1）指定特定相談事業

■計画相談支援

【目的】・利用者の「こんなことしたい。こんな生活を送りたい」という意思を尊重し、選択の機会を確保するための意思決定支援を含め、望む生活の実現に向けてサポートできるよう、質の高い支援を目指します。

【内容】

○支援決定時

- ・障害福祉サービスが必要な方に、サービス等利用計画案を作成します。
- ・支援決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

○支援決定後

- ・サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し等を行います。（モニタリング）
- ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請のサポートを行います。

（その他）

○計画作成に関する相談以外の相談についても、地域活動支援センターⅠ型事業等と連携して対応していきます。

○相談支援専門員としてのスキルアップ

- ・精神保健福祉に関する相談支援について、スーパーバイズ機能が果たせるよう、それぞれ相談支援専門員が研鑽を積んでいきます。
- ・会議、研修等で事例検討会を行い、相談支援専門員としてのスキルアップを目指します。
- ・基幹相談支援センターが実施する事例検討会等（NETZ 東広島等）に、定期的に参画していきます。
- ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催していきます。

○地域連携

- ・行政、他機関と協働し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の体制作りを進めていきます。
- ・地域のネットワーク会議への参加や、介護支援専門員等の他分野との連携を進めながら、地域共生社会の実現を目指していきます。
- ・福祉サービスでは充足されないニーズに対して、協議会等を活用しながら、新しい社会資源作りを行います。
- ・利用者一人ひとりが地域で生活するために、地域のフォーマル・インフォーマルを含めた社会資源のネットワーク作りを行います。
- ・広島中央地域保健対策協議会や市の自殺対策の会議等に参加し、行政、他機関等と連携を行い、自殺対策に協力していきます。
- ・基幹相談支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合には、計画相談支援

等を提供していきます。

- ・主任相談支援専門員として、地域の相談支援事業所に助言を行う等、地域の相談支援体制の中核を担っていきます。

- ・医療等の関係機関と連携が図れるよう、利用者のニーズや状況に応じて、通院同行や情報提供等を行っていきます。

○災害時支援

- ・関係機関や住民自治協議会との連携を行いながら、個別避難計画を作成する等して、災害時の備えや避難への支援を行っていきます。

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
管理者兼主任相談支援専門員	金子 百合子	精神保健福祉士 (一般相談、地活兼務)
主任相談支援専門員	藤井 柔郎	苦情受付担当 (一般相談兼務)
相談支援専門員	原 理恵子	精神保健福祉士 (一般相談、地活兼務)
相談支援専門員	力石 早苗	精神保健福祉士・社会福祉士 (一定相談、B型、地活兼務)

2) 指定一般相談支援事業

■地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

《地域移行支援》

【目 的】・病院等の関係機関と連携して、「退院して、このような生活をおくりたい」を支援します。

【内 容】・地域移行支援計画の作成を行います。

- ・地域生活への移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供を行います。
- ・病院の相談員と役割分担を行いながら、同行支援を行います。
- ・障害福祉サービスの体験利用を、希望に応じて支援を行います。
- ・住居の確保等の支援を行います。
- ・地域移行支援の推進のため、精神科の医療機関と定期会議を実施し緊密な連携を図っていきます。

- ・他の指定一般相談支援事業所と連携をしながら、地域移行支援を進めていきます。

《地域定着支援》

【目 的】・関係機関と連携し、「安心して地域で暮らし続けたい」を支援します。

【内 容】・地域生活を継続するために、緊急時の支援体制が必要と見込まれる単身生活の方に対して常時の連携体制を確保（夜間は携帯電話にての対応）するとともに、緊急の事態に対して訪問支援等を行います。

- ・地域定着支援の利用者には、緊急時の対処法などを表にした、クライシスプランを作成していきます。

- ・障害特性に応じた支援ができるよう研修等で様々な障害の理解を深めていきます。

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
管理者兼主任相談支援専門員	金子 百合子	精神保健福祉士 (特定相談、地活兼務)
主任相談支援専門員	藤井 柔郎	苦情受付担当 (特定相談兼務)
相談支援専門員	原 理恵子	精神保健福祉士 (特定相談、地活兼務)
相談支援専門員	垣尾 泰弘	精神保健福祉士 (B型、生訓兼務)
相談支援専門員	安部 浩介	社会福祉士 (B型兼務)
相談支援専門員	河原 奈津江	(生訓兼務)
相談支援専門員	力石 早苗	精神保健福祉士・社会福祉士 (特定相談、B型、地活兼務)

地域移行支援・地域定着支援を担当する者	福居 幸徳	(地活、B型兼務)
地域移行支援・地域定着支援を担当する者	村口 敬汰	精神保健福祉士・社会福祉士 (地活、B型兼務)

3) 委託相談支援事業（はあとふる）

■「はあとふる」での実施体制

- ・実施地域：東広島市
- ・勤務場所：東広島市子育て・障がい総合支援センター「はあとふる」
- ・職員配置：地域生活支援センターまほろばより、1名出向

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
主任相談支援専門員	山本 みずえ	

4) 基本相談支援

【目 的】・福祉サービスにつながらない方への支援を行います。

【内容】・相談があった場合には、関係機関と連携を取り、適切な機関等へ紹介を行います。

- ・必要に応じて、電話や訪問、面接等でサポートします。

(2) 地域活動支援センター I 型事業

1) 実施体制

○実施地域 東広島市及びその他近隣の市町

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
管 理 者	金子 百合子	精神保健福祉士 (特定・一般相談兼務)
指 導 員	原 理恵子	精神保健福祉士、苦情受付担当 (特定・一般相談兼務)
指 導 員	福居 幸徳	(一般相談・B型兼務)
指 導 員	野原 範子	(B型兼務)
指 導 員	村口 敬汰	精神保健福祉士・社会福祉士 (一般相談・B型兼務)

2) 実施内容

①2025（令和 7）年度の地域活動支援センター I 型事業の活動方針

障害者手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方に加え、メンタルヘル스에課題のある方やご家族の方も含め、一人ひとりのニーズに応じて適切な場所や機関に繋げていく等、ニーズに沿った活動を検討し実施していきます。

②月間等のプログラム

行事等内容	回 数	実施日時等	備考
しらとり会ミーティング・チーム打ち合わせ	月 1 回	第 2 水曜日 12 : 35 ~	
「ピアサロンこころ」への支援	月 1 回	第 1 土曜日 13 : 00 ~ 15 : 00	
フットサル	月 1 回	第 3 土曜日 9 : 15 ~ 11 : 15	
家族のつどい	年 6 回	偶数月の第 2 火曜日 13 : 30 ~ 15 : 00	
通信の発行	月 1 回	毎月 1 日発行	

*実施日時は予定です。変更する場合があります。

③事業の実施内容等

◎事業の具体的活動内容等

○憩いの場（フロア等）の提供

【目 的】・安心して気軽に集まれるサロンの場を提供します。

・利用者同士が互いに支え合い、お互いの話を聞くことで自分自身の障害の受容を図っていくとともに、自分自身の体験からアドバイスし合い、フロア全体がピアサポートの場となるよう支援をしていきます。

【内 容】・開館日及び開館時間

月曜日～金曜日 8 : 30 ~ 17 : 30

・休館日

土曜日、日曜日、及び 8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日、職員研修時
※祝日について、法人の都合により休館になる場合がありますのでお問い合わせください。

・登録の面接時に、フロアをどのように利用したいかを確認させていただいた上で、関係機関と連携を取りながら、ニーズに沿った支援をしていきます。

・他の福祉サービス等を利用されている方については、相談支援専門員と連携し、サービス等利用計画に沿った支援をしていきます。

・利用者同士がお互いに尊重し合える環境を作り、互いにコミュニケーションが難しい場合や相談等を必要とする場合は、職員がサポートしていきます。

*感染の状況や他事業所の取り組み等を勘案しながら、新型コロナ、インフルエンザ

等の感染症対策を継続していきます。個々の状況によっては、利用の停止及び医療機関の受診勧奨等を行います。

○電話相談及び面接・訪問等

【目 的】・フロアの利用が難しい方やそのご家族で、困りごと・相談等がある場合には、必要に応じて電話による相談及び面接・訪問を行い、解決の糸口が見つかるように支援をしていきます。

【内 容】・対応時間

月曜日～金曜日 9：00～17：30（電話の対応は最長 15 分）

・土曜日、日曜日、及び 8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日、職員研修時はお休みのため対応しません。

※祝日について、法人の都合により休館になる場合がありますのでお問い合わせください。

・登録の面接時に、電話相談等をどのように利用したいかを確認させていただいた上で、関係機関と連携を取りながら、ニーズに沿った支援をしていきます。

・他のサービス等を利用されている方については、相談支援専門員と連携し、サービス等利用計画に沿った支援をしていきます。

○通信の企画・編集・発行（『SHIRATORI～Information～』と『旅立ち』（利用者の通信））

【目 的】『SHIRATORI～Information～』

・利用者が安心して地域で生活していくために、精神保健福祉に関する事柄や、生活に関する情報を発信します。

・関係機関や民生委員等に、しらとり会の活動を知ってもらうために発行します。

『旅立ち』

・利用者が自作を投稿し、読者の方に読んでもらうことで、自信に繋げ、得意なことを活かす機会となるよう支援をしていきます。

【内 容】（企画・編集について）

『SHIRATORI～Information～』

・利用者が知りたい情報やしらとり会の活動報告、予定について掲載していきます。

・読みやすいように字の大きさ・字体・挿絵の挿入等、工夫して作成します。

（発行・配布について）

『SHIRATORI～Information～』と『旅立ち』

・原則毎月 1 回、1 日に発行します。

・利用者、関係機関、民生委員等に配布します。配布方法は、メール・手渡し・郵送です。

○学生実習

【目 的】・精神保健福祉士養成において、養成校（大学や専門学校等）と協力・連携し、人材育成に寄与していきます。

・学生が、利用者との関わりを通して、精神保健福祉の現状と利用者が抱える課題やニーズ、精神保健福祉士としての役割等について理解を深めるために実施します。

・利用者が学生に自らの体験を語ることで、自身を振り返る機会とします。

【内 容】・精神保健福祉士を目指す学生を幅広く受け入れ、実習計画書に基づいたプログラムを作成し、学生が学ぶ機会を提供します。

・学生に事業所の概要を説明する時は利用者と一緒に説明し、利用者は自身の体験を話します。

・養成校の実習報告会等に参加し、養成校との連携をより深めていきます。

○フットサル

【目 的】・フットサルを通して余暇の充実や利用者同士の交流を図ります。またひきこもり等メンタルヘルスに問題を抱える方たちが、つながりが持てる場となるよう活動していきます。

【場 所】・高美が丘公園

【内 容】・月1回、フットサルを行います。

- ・練習メニューの組み立て等、参加者に役割を担ってもらっていきます。
- ・通信等を通して情報提供を行い、地域の社会資源となるようしらとり会の関係者以外の方へも参加を呼びかけます。
- ・他事業所との交流を企画していきます。

○しらとり会ミーティングチーム

【目 的】・しらとり会ミーティングチームは、毎月1回打ち合わせを行い、しらとり会をより利用しやすくすることを目的として開催します。

【内 容】・ミーティングチームは、利用者と担当職員で構成されます。

- ・ミーティングチームは、所長と共に意見箱を開け、意見箱の意見の検討、利用者・職員から出された議題の検討等を行います。担当職員は、ミーティングチームのサポートを行います。
- ・ミーティングチームの打ち合わせは、毎月第2水曜日の12時35分から開催します。
- ・ミーティングチームでの話し合いの内容等については、開催後、通信や掲示でお知らせすることによって、利用者全員と情報を共有します。

○「ピアサロンこころ」への支援

【目 的】・同じ障害や病気を持つ者同士が、互いに支え合える関係になっていくことを支援します。

【内 容】・日時：原則、毎月第1土曜日（13：00～15：00）

- ・場所：東広島市総合福祉センター
- ・初めての方でも安心して参加できるようサポートしていきます。

○地域サロン（松賀サロン）への支援

【目 的】・地域の方々と交流ができる場の充実を図ります。

【内 容】・松賀地域の方々と一緒に、レクリエーションなどの企画・運営を行います。

- ・参加者が主体的に取り組めるよう工夫していきます。

○家族のつどい

【目 的】・家族が交流を通して、同じ悩みを持つ者としての共感や理解を深め、障害当事者にとってよりよい支援者になるよう、また、家族自身が元気を取り戻すことができるように支援します。

【内 容】・日時：原則、偶数月の第2火曜日（13：30～15：00）

- ・会場：しらとり会 4階 食堂
- ・しらとり会以外のご家族の方にも、会の活動を知っていただくため、リーフレットを使って周知を助け、より多くのご家族が集えるよう支援していきます。

○「東広島市生活サポート事業」への協力

【目 的】・障害者が地域生活において受けるおそれのある権利侵害の防止を図るため、「生活協力員（生活サポーター）」を派遣することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的として行われる「生活サポート事業」の実施を支援します。

【内 容】・社会福祉法人平成会が事務局となり実施する「生活サポーターミーティング」につ

いて、職員の派遣を行います。

- ・生活サポーターの数を増やすため、平成会と協力していきます。
- ・生活サポーター事業を受けているケースの共有をサポートミーティングで図り、よりよい支援について、皆で検討していきます。

(3) 住宅入居等支援事業（東広島市より委託）

1) 事業実施期間

2025（令和7）年4月1日 ～ 2026（令和8）年3月31日

2) 事業概要

賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。また、入居後の緊急時に対応できる夜間休日電話相談体制を整備していきます。

3) 事業内容

①入居支援

不動産業者への物件のあっせん依頼、入居契約手続き支援等、入居に必要な調整等を行います。

②地域の支援体制に係る調整

関係機関等その連携・調整を図り、安心して地域生活を維持継続していけるような支援体制を作っていきます。

③24時間支援（＊アパート等での一人暮らし開始後に対応）

他の機関が休みになる夜間・休日であっても緊急時の対応ができる支援体制をとります。
（夜間電話などによる対応）

④啓発活動（研修会等）の企画・実施

⑤東広島市居住支援協議会（東広島市居住支援協議会設立準備会）への協力

東広島市が、「誰もが住まいに困ることなく安心して暮らせるよう、住宅確保要配慮者の居住の確保」に向けて設立される予定の「東広島市居住支援協議会」（東広島市居住支援協議会設立準備会）へ委員を派遣し、目的達成に向けて協力していきます。

※この事業は、地域移行支援事業の対象者以外の方に適応されます。

Ⅲ. 2025（令和7）年度 ワークセンターなかよし 事業計画（案）

1. 事業内容

- (1) 就労継続支援B型事業 (定員30名)
 (2) 自立訓練（生活訓練）事業 (定員6名) (*多機能型事業所)

2. 事業内容の詳細

(1) 就労継続支援B型事業

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
管 理 者	垣尾 泰弘	精神保健福祉士 (一般相談、生訓兼務)
サービス管理責任者	垣尾 泰弘	*自立訓練（生活訓練）事業のサビ管を兼務
職 業 指 導 員	安部 浩介	社会福祉士 (一般相談兼務)
職 業 指 導 員	福居 幸徳	苦情受付担当 (一般相談・地活兼務)
職 業 指 導 員	村口 敬汰	精神保健福祉士・社会福祉士 (一般相談・地活兼務)
生 活 支 援 員	力石 早苗	精神保健福祉士・社会福祉士 (特定・一般相談、地活兼務)
生 活 支 援 員	野原 範子	(地活兼務)
生 活 支 援 員	西原 憲子	(生訓兼務)

【目 的】

・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。（*運営規程による）

◎ワークセンターなかよしは、利用者一人ひとりの、その人らしく“働く”ことを支援していきます。

・定期的に行う個別の面接やミーティング等を活用して、何のためにどのように利用するかを確認し、個別支援計画に盛り込むことで、利用者一人ひとりがその人らしく働くことを支援し、利用者の希望する生活の実現に向けてサポートしていきます。

・利用者同士が、お互いを尊重し、思いやりの心を持って、協力し合える環境を作っていきます。

1) 2025（令和7）年度 重点項目

- ・目標平均工賃 20,000 円の達成に向けて取り組んでいきます。また、所内作業についても時給 250 円を目指します。
- ・地域共生社会の実現に向けて、農福連携等、引き続き地域住民やその他の関係者の連携・協働による作業活動について検討・実施していきます。

2) 具体的な活動内容等

○所内作業（箱折り・自動車部品加工・段ボール組み立て 等）

○所外作業（米の張込等作業、清掃、草取り、資源回収、地域情報誌の配布、農福連携による作業、 等）

・利用者の働く力や可能性を引出し、利用者と共に作業工程を一緒に考えていきます。

・個別支援計画に基づいて、一人ひとりに合った環境を工夫し整えていきます。（利用者との日々のコミュニケーションを大切にする、静かな作業環境を希望する利用者への配慮を行う 等）

・職員、利用者と共に作業の報告・相談・連絡を行っていきます。

- ・現在行っている作業等について見直しを行うとともに、引き続き、新規作業の導入について検討していきます。作業の導入にあたっては、個々人に合わせた適切な作業内容となるよう配慮しつつ、少しでも収入アップにつながるよう、企業や行政等に働きかけていきます。
- ・農福連携の作業については、行政や自立支援協議会（収入アップネットワーク等）とも連携しながら、地域の方々とも協働して進めていきます。

3) 作業活動以外の支援について

○ミーティング

- ・毎日、朝の作業開始前及び夕方の作業終了後にミーティングを行い、体調や日々の作業活動について確認を行います。
- ・作業のことやなかよしの利用に関することについて話し合いを行う作業ミーティングは、原則、毎月工賃支給日に行います。
- ・出てきた課題等を利用者・職員で共有するとともに、具体的な改善策を検討し、解決できるような体制をとっていきます。
- ・利用者同士がお互いを尊重し思いやりの心を持てるよう、ミーティングを活用していきます。

○利用者との振り返り等

- ・3か月に一度、定期的な振り返りを行い、利用者一人ひとりの思い等を確認し、職員間や職員会議等で情報共有し、作業環境の改善や支援等に活かしていきます。
- ・振り返りをすることで、個別支援計画が利用者の現状に沿った形となるよう、その都度再確認し、必要に応じて更新してしていきます。
- ・災害等に備え、緊急時の対応方法（連絡先、避難経路・避難先等）について確認していきます。
- ・相談支援専門員等と連携を図り、新たなニーズが出てきた場合などには、相談支援専門員に働きかけサービス担当者会議の開催を依頼します。
- ・通所されても作業活動に参加しない利用者については、月に一度振り返りを行い、状況を確認していきます。また、その方の状況に合わせた作業活動への参加を促していきます。
- ・休みが続いている利用者には、定期的に電話等で連絡をとり状況を確認するとともに、通信を発送する等、事業所の情報をお知らせします。また、個々の状況に応じて家庭訪問等を実施していきます。

○健康管理

- ・健康の維持と疾病等の予防・悪化防止を目的に体調を確認し、必要に応じてそれぞれの相談支援専門員や主治医・訪問看護等とも連携を取り、対応していきます。さらに、希望に応じて、医療機関等への同行支援を行っていきます。
- ・利用者自身が体調管理できるように、サポートしていきます。
- ・感染の状況や他事業所の取り組み等を勘案しながら、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策を継続していきます。個々の状況によっては、利用の停止及び医療機関の受診勧奨等を行います。

○就労支援の推進

- ・関係機関と連携し、ご本人の状況に合わせ、働く力や可能性を尊重した就労支援を行っていきます。ニーズに応じて、関係機関等とも連携しながら、ハローワークへの同行支援、企業訪問、企業実習等の支援を行っていきます。
- ・就職されたのちにも、ストレスを溜めこまず継続して就労できるよう、ご本人の希望があれば定期的に振り返りを行っていく等、関係機関とも連携を取りながら支援していきます。

○送迎の実施

- ・精神的・身体的理由及び交通手段が限定されているために通所が難しい利用者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
- ・利用者の利用状況や範囲・時間等について検討し、開所日にあわせて送迎を実施します。

4) 職員としての資質の向上をはかるために

- ・職員ミーティングにより、利用者の状況・課題等について情報共有を行い、課題等の解決に取り組むことにより、職員間で一貫した支援につなげていきます。
- ・ワークセンターなかよしの職員だけで解決できない課題については、法人の職員会議等で検討し、具体的な改善を図っていきます。
- ・事例を通した勉強会の開催や、研修会に参加するなど研鑽をつむことにより、その人その人の障害特性への理解を深めるとともに、支援方法等についてスキルアップを図っていきます。

5) 地域との連携

- ・自立支援協議会の収入アップネットワーク・就労部会等の会議に参加し、市内の他の事業所から情報収集を行うとともに、連携しながら地域貢献や収入アップにつながるよう取り組んでいきます。
- ・資源回収や個人宅への清掃作業等を通じて、地域からも頼られる事業所となるよう、地域貢献を進めていきます。

6) 活動プログラム

○日課

時間の流れ	内 容 等
8 : 3 0	職員出勤・開館（※8 : 30～9 : 30 送迎）
9 : 0 0	職員ミーティング
9 : 3 0～	利用者ミーティング
9 : 4 5～1 0 : 4 5	作 業（60 分間）
1 0 : 4 5～1 1 : 0 0	休 憩（15 分間）
1 1 : 0 0～1 2 : 0 0	作 業（60 分間）
1 2 : 0 0～1 3 : 0 0	昼 食 ・ 休 憩（60 分間）
1 3 : 0 0～1 4 : 0 0	作 業（60 分間）
1 4 : 0 0～1 4 : 1 5	休 憩（15 分間）
1 4 : 1 5～1 5 : 1 5	作 業（60 分間）
1 5 : 1 5～1 5 : 3 0	作業フロア清掃・利用者ミーティング
（1 5 : 3 0～1 6 : 0 0）	（地方情報誌配布作業（※火曜日のみ））
1 5 : 3 0～1 7 : 3 0	館内清掃・利用者退出（※15 : 30～16 : 30 送迎）、職員ミーティング
1 7 : 3 0	閉館・職員退出

○週間プログラム

曜日	午前	午後	通常作業終了後
月	作 業	作 業	
火	作 業	作 業	地方情報誌配布作業
水	作 業	作 業	地方情報誌配布作業
木	作 業	作 業	
金	作 業	作 業	

*祝日は開館します。土・日は休みとします。（土曜日については開所することがあります）

○月間プログラム

内 容 等	実 施 日 等
工賃の支給	毎月 2 5 日（*1 土曜日の場合はその前日）
作業ミーティング	工賃支給日の朝のミーティングの後
清掃作業・地方情報誌配布作業ミーティング	月末の平日（火曜日・水曜日以外）

*1 作業等の状況により、日程が変更になる場合があります。

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

☆職員構成

職 名	氏 名	備 考
管 理 者	垣尾 泰弘	精神保健福祉士 (一般相談、B型兼務)
サービス管理責任者	垣尾 泰弘	*就労継続支援B型事業のサビ管を兼務
生 活 支 援 員	河原 奈津江	苦情受付担当 (一般相談兼務)
生 活 支 援 員	西原 憲子	訪問支援担当 (B型兼務)

【目 的】

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、調理や家事、コミュニケーション等の社会生活向上のための支援等や必要な訓練その他便宜を適切かつ効果的に行います。（*運営規程による）

【重点項目】

1) 個別に対応した支援

- ・利用者のニーズを反映し、強みを活かした個別支援計画書を作成します。更に、利用者一人ひとりの状況や目標に応じて、モニタリング時以外でもその都度個別支援計画書の更新を行っていきます。
- ・支援のプロセスを通して、利用者自身が意思決定をする力を高め、自己肯定感や自信を持つことができるよう支援していきます。

2) 利用者・支援者が協働で行うチーム支援

- ・利用者がチームの主体となって、共に課題解決や希望達成に向けて取り組めるよう支援していきます。

3) 通所プログラムの充実

- ・利用者のニーズを掘り起こしながら、通所プログラムの内容を検討していきます。

【内容】

- ・個別支援計画書に基づき、支援を行います。
- ・毎月、より細かな目標を設定した個別訓練実施計画書を作成・評価し、目標達成に向けた工夫や方法を一緒に考え実践していきます。
- ・利用者のニーズに合わせて、通所・訪問・同行を組み合わせた支援を行ってきます。
- ・利用頻度等については、利用者の生活状況を勘案し柔軟に対応していきます。
- ・生活訓練利用期間中から、利用終了後も訓練で得たことを活かせるような工夫を一緒に考えていきます。
- ・精神的・身体的理由及び交通手段が限定され通所が難しい利用者に対しては、個別支援計画書に基づき送迎を行います。
- ・研修会等に参加するなど研鑽を積むことにより、その人その人の障害特性への理解を深めるとともに、支援方法についてのスキルアップを図っていきます。

*感染の状況や他事業所の取り組み等を勘案しながら、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症対策を継続していきます。個々の状況によっては、利用の停止及び医療機関の受診勧奨等を行います。

Ⅳ. 令和7年度東広島市ひきこもり者等への伴走支援事業（東広島市より委託予定）

1) 事業の目的

東広島市における包括的な支援体制構築の一環として、ひきこもり等による複雑化、復号化した課題を抱える個人や世帯等への伴走型支援を実施し、必要な支援を行い、世帯等に対して定期的な連絡や訪問等の相談支援を実施することで福祉専門職との関係性を構築し、必要な時に必要な支援が届く体制を整備し、世帯等の孤独・孤立を防ぐことを目的とする。

2) 事業実施期間

契約締結の日 ～ 2026（令和8）年3月31日（予定）

3) 支援の対象者

(1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、概ね6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態にあって、ひきこもり状態となっている者及びその家族等。

(2) (1)の状態に準ずる者として、食料や日用品等の買い出し等、一定程度の外出は行うものの、様々な要因により就労、地域活動などといった社会参加の機会に乏しく、社会との接点の再構築が必要とされる者及びその家族等。

(3) 東広島市健康福祉部地域共生推進課による社会福祉法第106条の6の支援会議（通称「HOTけん会議」）で、当事業の利用が適切であると決定された者。

4) 事業の対象地域

東広島市内

5) 事業内容

(1) 相談受付

(2) HOTけん会議（利用決定）

(3) 支援方針の作成

(4) 支援方針の提出

(5) 利用者への伴走型支援

ア 相談支援

イ 環境変化の把握と適切な介入

(6) HOTけん会議（モニタリング）

(7) 参加支援事業等への協力

(8) 定着支援・フォローアップ

(9) 支援状況等の報告

6) その他

(1) 利用者等との持続的な関係性の構築

(2) HOTけん会議への参加

(3) コアネットワーク会議への参加

V. 令和7年度 広島県入院者訪問支援事業（モデル事業）（広島県より委託予定）

【事業の目的】

・精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者と面会交流が途絶えやすくなることが想定される者（市町村同意による医療保護入院者等）からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消とすることを目的とする。

【事業実施期間】

・2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで

【業務の内容】

(1) 訪問支援員の養成研修

- ①目的 訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を習得するために訪問支援員の養成研修を実施する。（研修実施にあたっては、「入院者訪問支援事業の実施について」に基づくこととし、その内容については、広島県と事前協議するものとする）
- ②対象 訪問支援員としての活動を希望する者
- ③内容
- 講義 5時間（オンライン実施）
 - ・訪問支援の意義や訪問支援員の役割等理解したうえで、訪問支援員としての必要な基本的知識を習得する。
 - 演習 6時間（対面実施）
 - ・グループワークやロールプレイ等を通じて、訪問支援員として必要とされる実践的な知識や技能を習得する。

	講義名	内容
講義	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
		入院者訪問支援の役割
		精神障害者の権利
		精神医療の現状と課題
		精神科病院管理者が入院者訪問支援事業に期待すること
	入院している人の体験	入院している人が体験すること
演習	当事者の体験の共有 ロールプレイ グループワーク	入院者訪問支援の実践
		入院者訪問支援員が知っておくべき資源

*訪問支援員が適切に養成されるよう、研修について広く周知し、研修への参加募集を推進するものとする。

*研修の実施にあたっては、広島県立総合精神保健福祉センターからの助言を得ることができる。

(2) 訪問支援員の派遣調整及び報償費・旅費の支払業務

○訪問支援員の派遣調整及び派遣

①訪問支援員の派遣希望の連絡受付

・支援対象者からの訪問支援員との面会希望の連絡を受け、面会日の調整を行う。

- ・面会希望に関しては、支援対象者本人が事務局（地域生活支援センターまほろば）に直接連絡するほか、市町の担当者又は精神科病院の退院後生活環境相談員等を経由して依頼することも可能とし、その際、事務局が本人の意向であることを確認したうえで派遣調整を開始することとする。

- ・いずれの場合も、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、記録しておくこととする。

②面会日時の調整

- ・調整に際しては、必要に応じて精神科病院の退院後生活環境相談員やその他職員等の協力を得ることで、できる限り支援対象者の希望に添えるよう、訪問支援員派遣調整を行う。

③面会日時の連絡

④実施報告と記録

- ・派遣終了後、訪問支援員から「訪問支援記録」を提出させるとともに、訪問支援員に対して、報償費、旅費を支払うこととする。

- ＊訪問支援員の派遣は、年度内に6回とするが、実態に応じた支援ができるよう、派遣回数の変更については委託者と協議することができる。

(3)実務者会議の運営

○実務者会議

①目的 本事業の支援の実施状況や、個別の支援のあり方、課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として開催する。

②想定される協議内容

- ・事業の実施状況の共有
- ・訪問支援の実施により得られた効果や明らかになった課題に関する事
- ・訪問支援員養成研修の内容やスキルアップの方法に関する事
- ・訪問支援員のサポートのあり方に関する事
- ・その他、訪問支援の実務に関する課題 ほか

- ＊会議終了後、議事録を作成し広島県へ提出することとする。

- ＊会議への出席者に対し、報償費、旅費を支払うこととする。

- ＊実務者会議の開催は、年度内に4回とするが、実態に応じた支援ができるよう、派遣回数の変更については委託者と協議することができる。

(4)実施状況の記録と報告

- ・事業の実施状況や実施による成果や課題などの情報をまとめた事業報告書を作成し、広島県に提出する。

提出期限： 翌月 10 日まで

提出部数： 電子データによる納品